

議案第4号

会津坂下町空家等の除却後の土地の固定資産税に対する特例措置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、空家等の除却を促進し、町民と地域の安全・安心の確保と生活環境の保全を図るため、会津坂下町税条例（昭和30年会津坂下町条例第8号）第71条第1項第4号の規定に基づき、空家等の除却後の土地に対する固定資産税に対する特例措置（以下「特例措置」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「空家等」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「特措法」という。）第2条第1項に規定する建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用が1年以上されていないものをいう。

(特例措置対象土地)

第3条 特例措置の対象となる土地は、空家等の敷地の用に供されていた土地であって、かつ、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定による住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例（以下「住宅用地特例」という。）の適用を受けていた土地（特措法第13条第2項及び特措法第22条第2項の規定による勧告を受けて住宅用地特例が解除された土地を含む。以下「特例措置対象土地」という。）であり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空家等を除却後、住宅用地特例の適用から外れるもの
- (2) 工作物等が存在せず更地であるもの
- (3) 営利目的で使用していないもの

(特例措置対象者)

第4条 特例措置の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする

る。

(1) 特例措置対象土地の登記事項証明書、固定資産台帳若しくは固定資産納税通知書に所有者として登録されている者又はその相続人等

(2) 町税その他使用料等を滞納していない者

(3) 会津坂下町暴力団排除条例（平成24年会津坂下町条例第2号）に規定する暴力団又は暴力団員等でない者

（特例措置額）

第5条 特例措置により控除の対象となる額は、特例措置対象土地に係る固定資産税の額と、当該土地が住宅用地特例の適用があるものとみなして算出した固定資産税の額の差額相当分とする。

（特例措置期間）

第6条 特例措置の期間は、空家等を除却した日の翌年1月1日から3年間とする。

2 地域コミュニティ活性化の用に供される場合は10年間とする。

（事前協議）

第7条 特例措置を受けようとする者（以下「特例措置申請者」という。）は、空家等の除却前に事前協議の申請をしなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受けた場合は、申請内容について協議を行い、特例措置申請者に通知する。

（特例措置申請）

第8条 特例措置申請者は、前条第2項の規定による決定通知を受け、空家等の除却後に特例措置の申請をすることができる。

2 町長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、特例措置申請者に通知する。

（特例措置期間の終了）

第9条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、該当すると認められた期日の属する年をもって特例措置の期間を終了する。

- (1) 特例措置対象土地が新たに住宅用地特例の適用を受けた場合
 - (2) 売買等（相続によるものを除く。）の理由により、特例措置対象土地の所有者が変更された場合
 - (3) 特例措置対象土地に新たに建築物等が建築された場合又は他の用途に変更された場合
 - (4) 第3条各号及び第4条各号に定める特例措置の対象に該当しないことが判明した場合
 - (5) 特例措置対象土地が適正に管理されないことにより、周辺住民の住環境に一定期間悪影響を与えた場合
- 2 特例措置申請者は、前項各号のいずれかに該当した場合には、自ら申し出なければならない。
- 3 町長は、第1項の規定に該当することが確認された場合は、特例措置申請者に通知する。
- (その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

会津坂下町長 古 川 庄 平